

重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議の開催について

平成30年9月20日
内閣総理大臣決裁
平成30年11月26日
一部改正

1 平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震などの最近の災害による生活への影響を鑑み、電力インフラ、交通インフラをはじめとする重要インフラの災害時の機能確保について、関係行政機関の緊密な連携の下、緊急点検及び対策を実施するため、重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官
	国土強靱化担当大臣
	内閣府特命担当大臣（防災）
構成員	内閣府特命担当大臣（金融）
	国家公安委員会委員長
	総務大臣
	<u>法務大臣</u>
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	環境大臣
	<u>防衛大臣</u>

- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。